

長生村立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

長生村教育委員会

目次

1	計画の趣旨・現状	・・・・・・・・	3
2	目標	・・・・・・・・	5
3	計画の期間	・・・・・・・・	5
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	・・	5
5	今後のフォローアップについて	・・・	6

1 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

近年、子どもたちを取り巻く環境が急激に変化するとともに、学校が抱える課題は複雑化・多様化しており、学校に求められる役割が拡大する中、教職員の勤務が長時間化している実態がある。

これまで学校が果たしてきた役割を踏まえつつ、業務の質的転換・量的削減を図るとともに、より質の高い学習指導を目指し、教材研究や授業準備、研修の時間を確保できるよう環境を整備するなど、学校における働き方改革を推進していく必要がある。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

(2) 本村の現状

本教育委員会では、令和6年1月に「村立学校における働き方改革の取組について」を作成し、教育職員に示すとともに、保護者に周知し、理解を求めたところである。こうした取組の結果、本村における教育職員の時間外在校等時間の状況については、以下のとおりであった。

①時間外在校等時間の状況（11月）

職種(調査時期)	小学校(村)	中学校(村)	小学校(県)	中学校(県)
校長(R6.11月)	21時間32分	38時間04分	36時間03分	30時間36分
校長(R5.11月)	31時間18分	31時間56分	38時間40分	34時間12分
教頭(R6.11月)	45時間57分	24時間01分	61時間52分	58時間31分
教頭(R5.11月)	69時間43分	57時間37分	65時間33分	63時間51分
教諭等(R6.11月)	28時間34分	61時間29分	39時間20分	51時間38分
教諭等(R5.11月)	39時間40分	49時間44分	40時間46分	54時間43分

②時間外在校等時間が45時間以上80時間未満の者の割合（11月）

職種(調査時期)	小学校(村)	中学校(村)	小学校(県)	中学校(県)
校長(R6.11月)	0%	0%	25.9%	13.5%
校長(R5.11月)	0%	33.3%	28.3%	21.5%
教頭(R6.11月)	66.7%	0%	70.1%	63.0%
教頭(R5.11月)	66.7%	100.0%	81.8%	74.9%
教諭等(R6.11月)	8.1%	50.0%	35.1%	46.0%
教諭等(R5.11月)	32.5%	61.9%	39.9%	53.7%

③時間外在校等時間が 80 時間を超える者の割合（11 月）

職種(調査時期)	小学校（村）	中学校（村）	小学校（県）	中学校（県）
校長(R6.11月)	0%	0%	0.6%	0.7%
校長(R5.11月)	0%	0%	2.5%	1.0%
教頭(R6.11月)	0%	0%	15.8%	15.6%
教頭(R5.11月)	33.3%	0%	19.1%	22.4%
教諭等(R6.11月)	0%	18.2%	2.4%	15.0%
教諭等(R5.11月)	0%	0%	2.7%	17.7%

- 「①時間外在校等時間の状況」における教諭等の県平均は、前年同月と比べ、小学校では約 1 時間 30 分減少し、中学校では約 3 時間減少した。本村においては小学校では約 11 時間減少したが、中学校では約 12 時間増加している。
- 「②月当たりの時間外在校等時間が 45 時間以上 80 時間未満の者の割合」における教諭等の県平均は、小学校では 4.8%減少し、中学校では 7.7%減少した。本村においては小学校では 24.4%減少し、中学校では 11.9%減少した。
- 「③月当たりの時間外在校等時間が 80 時間を超えている者の割合」における教諭等の県平均は、小学校では 0.3%減少し、中学校では 2.7%減少した。本村においては、小学校では前年同月と同様 0%、中学校では 18.2%増加した。

<在校等時間について>

文部科学省の指針では、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を当該教育職員の「在校等時間」とし、服務監督教育委員会が管理すべき対象としている。具体的には、正規の勤務時間外において超勤 4 項目以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間等を加え、休憩時間や正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間を除いた時間を「在校等時間」としている。

<在校等時間の求め方>

$$\boxed{\text{在校等時間}} = \boxed{\text{在校している時間}} + \boxed{\text{①及び②}} - \boxed{\text{③及び④}}$$

- ① … 校外において職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している時間
- ② … 地方公共団体で定めるテレワークの時間
- ③ … 勤務時間外における自己研鑽及び業務外の時間（教育職員からの自己申告による）
- ④ … 休憩時間

2 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ア 1か月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- イ 1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ア 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。
 - 各学校における教職員アンケートで、働きがいに関する設問「あなたは普段の仕事にやりがいを感じますか」等の割合を90%以上にする。

3 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

- ア 学校以外が担うべき業務
 - 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
 - ・保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
 - 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
 - ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。
 - 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
 - ・学校が専門家を活用できる環境を整備することにより、当該苦情等の対応において、各学校を支援する。
- イ 教師以外が積極的に参画すべき業務
 - 調査・統計等への回答
 - ・校務支援システムの機能等を活用することによって、教育委員会から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。
 - 学校プールや体育館等の施設・設備の管理
 - ・民間プールを活用することにより、学校プールの管理業務を軽減する。
 - 部活動
 - ・令和10年度から、原則、休日の全ての部活動の地域展開を実現する。

平日の部活動については、活動時間等の適正化を図り、令和9年度までに部活動指導員の配置拡充等を進める。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- 授業準備、学習評価や成績処理
 - ・ 授業準備や採点作業等を補助する学習指導支援員を全校に配置する。
 - ・ 校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。
- 支援が必要な児童生徒・家庭への対応
 - ・ 生徒指導関係の校内会議へのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の参加により、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
 - ・ 学習指導支援員、特別支援教育介助員、特別支援アドバイザーなど、専門的な人材の学校への派遣を拡充する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に標準授業時数を大幅に上回って(小4以上は年間で1086単位時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- 勤務時間外の留守番電話機能や電話の録音機能を活用する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- 年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- 学校における定時退校日を月4回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に5日間の学校閉庁日期間の設定を行う。

5 今後のフォローアップについて

- 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本村で導入している校務支援システムで把握する。

- 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- 保護者、地域の理解を促進するため、村長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本村における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。